

日本経済の進路と戦略について

〔平成 19 年 1 月 25 日〕
閣 議 決 定

日本経済の進路と戦略を別紙のとおり定める。

日本経済の進路と戦略

～新たな「創造と成長」への道筋～

平成 19 年 1 月

目 次

はじめに	1
（停滞のトンネルを抜け出した日本経済）	
（「創造と成長」による美しい国づくり）	
（「新成長経済」の姿）	
（「進路と戦略」の役割）	
（「進路と戦略」の対象期間）	
（「進路と戦略」の改定）	
（政府の諸計画等との連携）	
第1章 直面する課題と新たな可能性	4
（1）日本経済が直面する三つの課題	4
（2）新たな可能性を切り拓くチャンス	5
（イノベーションがもたらす成長の可能性）	
（アジアと共に成長するメカニズム）	
（新たな商品・サービスを生む消費市場）	
（3）改革の加速・深化	6
第2章 目指す経済社会の姿	
—「新成長経済」による活力あふれる社会—	7
（1）成長力の強化	7
（成長の加速）	
（イノベーションの力で生産性を引き上げる）	
（オープンな経済システムの構築）	
（個性と活力にあふれる地域社会の構築）	
（2）再チャレンジ可能な社会	9
（働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会）	
（誰もが意欲と能力に応じ働くことのできる社会）	
（新たなチャレンジへの支援）	
（3）健全で安心できる社会	10
（持続可能で信頼できる社会保障制度の構築）	
（「子育てフレンドリーな社会」と教育の再生）	
（世界の模範となる安全・安心な社会）	
（規律が機能する社会）	

(4) 21世紀にふさわしい行財政システム	11
(時代に対応した行財政と政府の大きさ)	
(地方分権と地方行財政改革)	
(財政健全化)	

第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略

—新たな「創造と成長」への道筋—	13
(1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革	13
(i) 適切なマクロ経済運営	13
(安定的な経済財政運営)	
(適時適切な金融政策)	
(ii) 生産性向上への取組	13
(I Tとサービス産業の革新による生産性の向上)	
(労働市場の抜本的改革)	
(民間の活動領域の拡大、規制改革)	
(iii) 国際競争力の強化	15
(イノベーションの促進等)	
(アジアと共に成長するメカニズムの強化)	
(制度インフラの整備による投資等の促進)	
(iv) 成長の鍵を握る人材	16
(v) 地域・中小企業の活性化等	16
(地域の活性化)	
(中小企業の活性化)	
(農林水産業の強化)	
(2) 再チャレンジ可能な社会に向けて	17
(長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ)	
(機会の均等化)	
(複線型社会の実現)	
(3) 健全で安心できる社会に向けて	18
(i) 持続可能で信頼できる社会保障制度の構築	18
(社会保障の一体的改革)	
(年金)	
(医療・介護)	
(生活保護・障害者施策)	
(ii) 少子化対策の推進による「子育てフレンドリーな社会」の構築	20

(iii) 次代を担う子どもの育成	20
(iv) 安全・安心な社会に向けた環境整備 (「世界一安全な国、日本」の復活等) (災害対策、消費者の安全確保等)	21
(v) 環境問題への積極的な取組による持続可能な社会の実現	21
(vi) 文化芸術やスポーツの振興	21
(4) 21世紀にふさわしい行財政システムの構築に向けて	22
(i) 歳出・歳入一体改革の推進 (2011年度(平成23年度)に向けて) (2010年代半ばに向けて)	22
(ii) 「進路と戦略」による中期的目標の達成	22
(iii) 予算編成の原則	23
(iv) 税制改革	23
(v) 効率的な行政の推進	24
(vi) 地方分権と地方行財政改革	25
第4章 経済の将来展望	26

参考図表 1	設備年齢の推移	i
参考図表 2	生産性(TFP)上昇率の推移	i
参考図表 3	EPA(経済連携協定)の交渉等の状況	ii
参考図表 4	対外及び対日直接投資残高(GDP比)の推移	ii
参考図表 5	特定非営利活動法人認証数(累計)の推移	iii
参考図表 6 (1)	開業率の推移	iv
(2)	開業率の国際比較	iv
参考図表 7 (1)	合計特殊出生率の推移	v
(2)	合計特殊出生率の国際比較	v
参考図表 8 (1)	潜在的国民負担率(国民所得比)の推移	vi
(2)	潜在的国民負担率(国民所得比)の国際比較	vi
参考図表 9	人口20万人以上不交付団体数の現状	vii
参考図表 10	基礎的財政収支(GDP比)の推移	vii

「日本経済の進路と戦略」¹

～新たな「創造と成長」への道筋～

はじめに

（停滞のトンネルを抜け出した日本経済）

日本経済は、長い停滞のトンネルをようやく抜け出した。

バブルの崩壊後、企業は過剰な雇用と設備と債務の調整に、銀行は巨額の不良債権処理に、そして中小企業は資金繰りなどの対応に追われてきた。さらに、その過程で、国民は就職難や雇用不安といった問題に直面してきた。5年前に策定された「改革と展望」²はそうした状況の下で、まずは経済を正常な状態に近づけることを最大の目標とした。財政出動に頼らず構造改革を推進するという中期方針の下、不良債権の処理を始めとする経済社会全般にわたる改革が推進されてきた。

バブルによる“負の遺産”の処理には10年を超える時間が費やされたが、国民の多大な努力によって、今や主要行の不良債権問題は正常化し、企業が抱える“三つの過剰”もほぼ解消した。景気は2002年（平成14年）初を底として改善に向かい、地域間などで不均衡があるものの、息の長い回復が続けている。デフレからの脱却も視野に入るなど、ようやく未来への明るい展望を持つことのできる状況となった。

今や、新たな目標を設定し、それを実現するための戦略に着手すべき時である。これから取り組むべきは、日本経済の負の遺産を取り除くための改革ではなく、新しい可能性を切り拓くための改革である。同時にそれは、長期デフレの中で増加したニートやフリーター、現在も厳しい状況にある地域や中小企業など、様々な環境にある国民にとって心の通う改革でなければならない。

（「創造と成長」による美しい国づくり）

今後、我が国が目指すのは「美しい国」であり、経済社会においては「創造と成長」の実現である。

この十年余を振り返ってみると、生活には様々な変化があった。少子高齢化が一段と進み、団塊世代は定年を迎えようとしている。雇用形態

¹ 以下「進路と戦略」という。

² 「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定）をいう。以下同じ。

や働き方も変化してきた。ＩＴ革命がコミュニケーションを一変させ、国際的にはアジア等との交流がより身近なものとなってきた。

こうした変化に対応して、新たな国民生活と経済社会を創造し、それを通じて成長を実現していくことが、この戦略の中核となる。

日本が少子高齢化を克服し、質の高い国民生活を維持する経済社会モデルを構築することは、今後、同様の問題に直面する各国に対する貢献にもなると考えられる。

（「新成長経済」の姿）

このような「創造と成長」を実現した経済社会、すなわち「新成長経済」を構築していく必要がある。それは以下のように、活力とチャンスと優しさを備えた経済社会である。

- ・ 自律の精神が尊重され、自由で規律ある市場の下で民間の力が十分に発揮される。イノベーション³の力と世界に開かれたシステムによって、日本経済の持つ潜在的な力が引き出される。地域社会もまた、個性を発揮し、潜在的な力が発揮される。
- ・ 努力した人が報われ、格差が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で、複線型の生き方が可能となる。そして、成長力の源泉となる「人材」の力が最大限に発揮される。
- ・ 国民一人一人が活躍するための基盤として、良好な環境や社会の安全と健全性が保たれ、信頼できるセーフティネットの下で、雇用、老後、子育てなどについて国民の安心が確保される。
- ・ 政府は経済社会の変化に柔軟に対応し、効率的にその役割を果たす。また、活力とチャンスと優しさを備えた経済社会の基盤としての行財政システムが実現される。

（「進路と戦略」の役割）

「進路と戦略」は、日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針を示すものであり、政府の政策全体に一貫した方向性を与え、整合性のとれたものとする役割を果たす。また、政府として国民に対する説明責任を果たすとともに、民間部門が経済活動を行う際の判断材料となることが期待される。

なお、「進路と戦略」の決定により、「改革と展望」は廃止される。

³ イノベーションとは、単なる「技術革新」ではなく、広く社会のシステムや国民生活などを含め、新しい技術や考え方を取り入れて経済的、社会的に大きな変化を起こし、新たな価値を生み出すことを指す。

（「進路と戦略」の対象期間）

「進路と戦略」の対象期間は、今後５年間（2007年度～2011年度（平成19年度～23年度））とする。ただし、財政健全化等に関しては、より長い期間を視野に入れている。

（「進路と戦略」の改定）

経済や財政の状況変化や新たな政策対応の必要性等に適切に対応するため、「進路と戦略」は、目標、政策対応、展望の見直しを含め、毎年度改定していくこととする。その際、PDCAサイクル（目標—実行—評価—反映）強化の観点から、前年度からの経済、財政の状況変化やその影響等についての分析を行い、改定に盛り込むこととする。

（政府の諸計画等との連携）

今後、政府が策定する中期の計画等（国土形成計画、社会資本整備重点計画等の公共事業関係計画、地方分権改革推進計画、道州制ビジョン、イノベーション25等）については、特に、「進路と戦略」と整合的なものとする必要がある。

第1章 直面する課題と新たな可能性

「新成長経済」を実現するためには、我が国が直面している課題を克服するとともに、新たに生まれつつある可能性の芽を大きく育てていかななくてはならない。

（１）日本経済が直面する三つの課題

日本経済の現状を見ると、足下では、好調な企業部門から家計部門への波及が弱まっているなど、注意すべき点も見られる。

また、我が国が直面する課題の中で、中長期的な観点から特に重要なものとしては、以下のものが挙げられる。

①人口減少等による成長制約

2005年（平成17年）に我が国の総人口は減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなっている。さらに、「進路と戦略」の対象期間である2007年（平成19年）以降の数年間、いわゆる「団塊の世代」が60歳に達する時期にあたる。特段の取組が行われない場合には、労働力人口の急速な減少が予想される。国の基本政策として、まず出生率の低下傾向の反転に向けた努力が重要であり、また、労働力人口が減少する中においては、生産性の向上が最重要の課題であり、これを達成しなければ、潜在成長率は低下することになる。

また、地球温暖化等の環境問題の解決は、地球規模での喫緊の課題となっており、これに積極的に対応していかなければ、長期的な経済成長を制約する要因となる。

②地域間の不均衡と格差固定化への懸念

我が国経済は、息の長い景気回復を続けているが、都市と地方の間、企業規模等によって回復にばらつきがある。

また、近年の就職困難な時期を経て、フリーターなど若年層を含む非正規雇用者、さらにはニートが増加してきた。こうした状況が長期化すると、いわゆる勝ち組・負け組が固定化していく懸念がある。

③極めて厳しい財政状況

国・地方の基礎的財政収支の赤字は、2002年度（平成14年度）の

GDP比5.7%という高い水準から、2007年度（平成19年度）には同0.6%程度に改善すると見込まれるが、依然として極めて厳しい状況にある。さらに、ストック面を見ると、政府債務残高⁴GDP比は2007年度（平成19年度）141.1%程度と見込まれ、主要先進国の中でひとときわ厳しい状況となっている。

財政の現状は、将来世代へ負担を先送りする構造となっており、このような状況を放置すれば、企業部門の資本蓄積にマイナスの影響を与え、中長期的な成長に悪影響を及ぼすこととなる。

（２）新たな可能性を切り拓くチャンス

このような課題に直面する一方で、我が国を取り巻く環境を冷静に見れば、以下のような新たな成長の芽が数多く存在しており、新たな可能性が開けてきた。これを活かして、大きく育て、持続的な成長につなげていくことが大切である。さらに、上述した環境面での制約などについても、それを乗り越える技術革新等を進めることにより、逆に国際競争力を強化し、成長に結び付けることも可能である。経済成長が維持されることで、上で述べた課題の解決は容易なものとなる。逆に、経済停滞が続けば、問題は更に深刻化することとなる。その意味で、成長するエネルギーを持ち続けることが重要である。

（イノベーションがもたらす成長の可能性）

イノベーションは、人口減少下にある我が国において、経済成長を実現する鍵となる。特に、IT、環境、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー等の分野では、多様なイノベーションが起これつつあるため、その活用を幅広い分野に浸透させ、時代に適合した経済社会システムに変化させることで、生産性の大幅な向上が期待される。

（アジアと共に成長するメカニズム）

世界の成長センターであるアジアの成長力は、我が国の活力を高める大きな刺激となり得る。アジアと共に成長するメカニズムを強化し、さらには、アジアの中核国として、国際的な協業ネットワークや文化力に基づく融合的な市場の形成を主導することが必要である。

（新たな商品・サービスを生む消費市場）

⁴ ここでは、普通国債、地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の合計。ただし、2007年度（平成19年度）に交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計に承継される借入金を含む。

高感性・高品質を求める我が国の消費市場は、企業間の厳しい競争を通じて新たな商品・サービスを生み出している。今後、高齢化の中で成熟した消費者が増加し、高度化・多様化する消費者ニーズとそれにこたえる企業の開発努力とが、好循環を生み出すことが期待される。特に、健康・医療分野、教育・職業訓練分野、家事・子育て支援分野など、生活に直結したサービスへの消費需要が拡大するものと見られる。このような新たな商品・サービスを生む消費市場の実現の鍵となるのは、現在、規制等によって潜在的需要に十分に対応できていない非製造業の改革である。

（３）改革の加速・深化

これらのチャンスを活かすためには、「戦後レジーム」を支えてきた官主導の経済社会システムから脱却し、自由と規律に支えられた経済社会システムへと移行することが不可欠である。制度疲労や現実とのミスマッチがありながら温存されてきた経済社会システムの下で、日本経済の潜在力は十分に活かされていない。しかしながら、必要となる諸改革は、これまで以上に強固な岩盤にぶつかり困難さを増している。グローバル競争の激化や、人口減少を考慮すれば、我が国が持続的な成長のシステムを構築するラストチャンスとも考えられる。新たな戦略の下で、改革への取組を加速・深化する必要がある。

第2章 目指す経済社会の姿

—「新成長経済」による活力あふれる社会—

ここでは、「新成長経済」の姿をより具体的に描くこととする。それは、①成長力の強化、②再チャレンジ可能な社会、③健全で安心できる社会、④21世紀にふさわしい行財政システム、の四本の柱で構成される。

（1）成長力の強化

成長力の強化に向け、グローバルな市場の中で世界と共に成長するメカニズムを構築し、成長の鍵となる人材育成によってイノベーションを開花させる経済の仕組みをつくる。また、国主導ではなく広域経済圏に支えられた個性と活力にあふれた地域経済を構築していく。

（成長の加速）

人口が減少する中で、日本経済が安定的な成長を続けていくには、経済全体として生産性を大幅に上昇させなければならない。「進路と戦略」に沿った取組を行うことにより、日本経済を中長期的に新たな成長のステージへと引き上げ、今後5年間で「新成長経済」への移行を目指す。こうした努力により、今後5年間のうちに2%程度あるいはそれをかなり上回る実質成長率が視野に入ることが期待される。

（イノベーションの力で生産性を引き上げる）

技術、製品、サービス、ビジネス・モデル、社会の仕組みにおいて、イノベーションが生まれやすい経済社会を目指す。また、成長への寄与の大きいITについて、その活用を広範な分野で拡大・深化させるとともに、その基盤の高度化⁵を図っていくことで、経済全体の生産性を引き上げる。

そのためには、それに見合った経済社会システムに転換を図る必要がある。労働市場と消費市場にまたがる全般的な改革が必要である。労働市場においては、新たな技術に対応した人材の育成や技能の強化を図り、より生産性の高い分野への労働移動を容易にする必要がある。消費市場においては、サービス産業を中心にIT革新による恩恵を十分活用することを妨げている規制や慣行を排除するとともに、いわゆる官製市場の分野を始めとする規制改革などにより新規参入等を促していくことが

⁵ 2010年度までにブロードバンドのゼロ地域の解消、2011年の地上デジタル放送への完全移行等。

重要である。

同時に、制度インフラの整備によって、起業や設備投資を促進するとともに、研究開発及び、その研究開発の成果を社会に還元する制度改革を推進することが重要である（参考図表1 設備年齢の推移）。こうした取組により、製造業と非製造業を「双発の成長エンジン」とし、経済全体の生産性上昇率を一層高めていく（参考図表2 生産性（TFP）上昇率の推移）。

（オープンな経済システムの構築）

急成長するアジア経済の中で日本経済の存在感は依然として大きい（GDPのシェアで見ても47%程度（2005年（平成17年）））。日本がアジア等と連携して共に成長し、その発展をリードしていくために、「主張する経済外交」を展開する。

WTO等の多国間交渉において主導権を発揮し、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を目指す。また、EPA（経済連携協定）については、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、その体質強化の進捗に留意しつつ、取組を強化する。その結果、今後2年間でEPA締結国が少なくとも3倍に増加（12か国以上）していることが期待される（参考図表3 EPA（経済連携協定）の交渉等の状況）。

また、人、物、資金、文化、情報の国際的な流動性が高まる中、これらを引き付ける制度インフラの整備を進め、対日直接投資残高を国際的に遜色ない水準に引き上げることを念頭に置き、まずは2010年（平成22年）にGDP比で倍増（5%程度）させ（参考図表4 対外及び対日直接投資残高（GDP比）の推移）、内外の人、物、資金、文化、情報の集積を図る。さらに、観光立国を推進し、2010年（平成22年）までに訪日外国人旅行者数を1,000万人に拡大するとともに、主要な国際会議の開催件数を今後5年以内に5割以上伸ばすことを目指す。

（個性と活力にあふれる地域社会の構築）

地方の活力なくして国の活力はない。住民それぞれが誇りを持てる地域社会の構築は、「美しい国」の骨格をなすものである。地方分権と地方行財政改革を更に進めるとともに、自然環境を含む地域の資源を活用しつつ、地域の産業を振興し、個性と活力にあふれる地域社会の構築を目指す。あわせて、広域経済圏の形成を進め、道州制の検討を本格化させていく必要がある。

また、NPO、公益法人、社会的起業家、自治会などの「公」の担い

手の活動やネットワーク化を促進する環境整備を進めることにより、民間主導で地方を再生し、「豊かな公」を形成していくことが重要である（参考図表5 特定非営利活動法人認証数（累計）の推移）。

（２）再チャレンジ可能な社会

（働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会）

人生の各段階における働き方、学び方、暮らし方について、多様な選択肢が用意され、複線型の人生選択が可能となる経済社会を目指す。あわせて、国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を目指す。これによって、いわゆる勝ち組、負け組が固定せず、たとえ就職や事業に失敗しても、意欲と能力に応じて再チャレンジできるようにする。

（誰もが意欲と能力に応じ働くことのできる社会）

「人生80年」時代に対応して、働く意欲と能力を持つ高齢者が、年齢にかかわらず働くことができ、その機会が得られる社会を目指す。高齢者も多様な形で就労でき、70歳現役が可能な社会を構築する。

性別にかかわらず、仕事と生活の調和が可能な働き方ができる社会を目指す。女性にとっても働きやすい環境整備を一層進める。

また、ニートやフリーターが円滑に就労できる仕組みを構築し、2010年（平成22年）までにフリーターをピーク時の8割の水準まで減少させることを目指す。

さらに、障害者については、福祉的就労から一般雇用への移行を促進する。

これらを含め広範な取組により、高齢者、女性、若者、障害者の就業率を向上させる努力を行う。これにより、個々人のより豊かな生活の実現だけではなく、社会保障の支え手の増加にもつながる。

（新たなチャレンジへの支援）

新たな事業等への挑戦がより活発に行われる経済社会を目指す。我が国の開業率（開業企業数／総企業数）は、国際的に見て低い水準にあり、特に1990年代以降は3%台で低迷している（参考図表6 開業率の推移・国際比較）。これを欧米並みの10%程度を念頭に置き、着実に引き上げていくことが必要である。

また、多重債務の防止・救済、再起業や事業再生への取組を支援することで、一度失敗してもそこからの脱却を容易にする。

（３）健全で安心できる社会

（持続可能で信頼できる社会保障制度の構築）

社会保障は、人生のリスクに対するセーフティネットである。自立の精神を大切にしつつ、分かりやすく親切で信頼でき、かつ持続可能な制度を構築する⁶ためには、受益と負担のバランスを常に点検し、その両面から見直しを図るとともに、経済・財政とバランスのとれたものとする必要がある。このため、自助・共助・公助の適切な役割分担の下、世代間の公平を図るとともに、サービスの質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストを低減させていく。

（「子育てフレンドリーな社会」と教育の再生）

子育ての素晴らしさ、家族の価値が社会全体に共有される中で、子どもを安心して生み、育てやすい環境が整備され、子育てと仕事が両立できる社会、すなわち「子育てフレンドリーな社会」を構築する。国の基本政策として、出生率の低下傾向（参考図表７ 合計特殊出生率の推移・国際比較）の反転に向け、地方・企業等と一体となって少子化対策を強力かつ効果的に推進し、子育て家庭を社会全体で支援する。

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育を国民運動として推進する。

また、「美しい国」を実現する上で、教育はその重要な基礎をなすものである。新しい教育基本法の理念を踏まえ、家族、地域、国そして命を大切にする、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成に向け、教育再生に取り組む。

（世界の模範となる安全・安心な社会）

世界の模範となる安全・安心な国づくりを目指す。国民の安全と安心の確保は政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤でもある。

脱温暖化社会づくり、循環型社会の構築など環境問題への積極的な取

⁶ 社会保障給付費の国民所得比は、2006年度（平成18年度）の23.9%から2025年度（平成37年度）には26.1%に、社会保障に係る負担（保険料と公費）の国民所得比は、22.0%から26.5%に増加していくことが見込まれる（厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」（平成18年5月））。

組を進め、持続可能な社会の実現を図る。

（規律が機能する社会）

健全な市場社会の規律が働き、各経済主体がルールに従って公正に競争することについて、経済主体間の信頼関係が確立されてこそ、活発な経済活動が可能となる。また、努力が正当に報われてこそ、活力ある社会がつくられる。このような社会の基盤として、透明で規律の高い公正な市場を確立する。そのために、「規制から規律へ」の観点に立って官主導の規制社会から脱却する。

（４）21世紀にふさわしい行財政システム

（時代に対応した行財政と政府の大きさ）

21世紀にふさわしい行財政システムの構築を目指し、行政機構の在り方、予算制度の在り方、税制の在り方等を包括的に見直す。

また、政府の大きさについては、「例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する」こととされており⁷、「進路と戦略」の期間中は、その上昇をできる限り抑制する⁸（参考図表8 潜在的国民負担率（国民所得比）の推移・国際比較）。国の資産の規模や公務員総人件費についても、長期的に圧縮する。

（地方分権と地方行財政改革）

真の地方分権を実現し、受益と負担を勘案して自らの判断と責任で行政サービスを選択する仕組みを構築する。このため、地方分権改革を強力に推進するとともに、例えば、人口20万人以上の自治体の半分を交付税に依存しない不交付団体とすることを目指すなど（参考図表9 人口20万人以上不交付団体数の現状）、権限・財政両面で地方の自立を進める。また、新たな再生制度を整備し、地方公共団体の財政に規律を働かせる。

（財政健全化）

経済成長を維持するためには、車の両輪として、財政健全化が不可欠

⁷ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）における記述。

⁸ 経済に占める政府の規模は、行財政改革の推進等によりやや低下している。しかし、今後とも社会保障費が増加するとともに、累増する政府債務の下で、金利動向如何では、公債の利払い費が急増し、そのために、政府の規模が急速に増大するおそれがある。

である。「基本方針2006」⁹に沿って、歳出・歳入一体改革を着実に推進し、まずは2011年度（平成23年度）には国・地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化させる（参考図表10 基礎的財政収支（GDP比）の推移）。また、2010年代半ばに向け、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する。

⁹ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）をいう。以下同じ。

第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略 —新たな「創造と成長」への道筋—

ここでは、前述の四本の柱に沿って、経済財政政策を戦略的に推進するための中期方針を示すことにする。特に、今後5年間のうち当初の2年間（2007年度及び2008年度（平成19年度及び20年度））を、「新成長経済」実現に向けた「離陸期」と位置付け、集中的に改革に取り組む。

（1）潜在成長力を高めるための大胆な改革

適切なマクロ経済運営の下、「基本方針2006」及び「経済成長戦略大綱」に沿って、潜在成長力を高めるための大胆な改革を進める。なお、「経済成長戦略大綱」については、毎年度定量的にローリングを行い改定する。

また、「アジア・ゲートウェイ構想」などオープン型社会を構築するための取組を行う。

（i）適切なマクロ経済運営

（安定的な経済財政運営）

この5年間の経験を踏まれば、日本経済の自律回復力には相当の信頼を置くことができると考えられる。今後とも、政府は中期の財政運営方針を明確に示しつつ、経済成長と財政再建の両立に努め、安易な財政出動に頼らない安定的な経済財政運営を行う¹⁰。ただし、外生的なショックで経済危機に直面した場合など景気が例外的に極めて厳しい状況となった場合には、大胆かつ柔軟な政策対応を行う。

（適時適切な金融政策）

再びデフレに戻ることをのこさないよう、民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させる必要がある。このため、日本銀行が、政府とマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、「進路と戦略」で示す経済の展望と整合的なものとなるよう、適時適切な金融政策を行うことを期待する。

（ii）生産性向上への取組

¹⁰ 安易な財政出動を行うことは、民間部門の自発的な発展を阻害する面を持つとともに、財政出動を終了した時点で、反動として経済にマイナスの効果をもたらす。これが景気変動の振幅を拡大し、ひいては中長期的な成長力を削ぐ可能性がある。

(ＩＴとサービス産業の革新による生産性の向上)

産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはＩＴである。ＩＴにより競争力の強化と中小企業の経営力の向上を促進するとともに、コンテンツ市場の拡大を図る。また、テレワーク人口の倍増を目指すなど、ＩＴを活用した就業の機会の拡大を図る。

同時に、ＩＴ革新を支える次世代技術の展開を図るとともに、ＩＴ産業自身の国際競争力を強化するため、総合的な施策を推進する。

また、日本経済の７割を占めるサービス産業について、特に、健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流の６分野に重点的に施策の展開を行うほか、サービス分野の革新に資する人材の育成やサービス統計の抜本的拡充を図り、生産性を抜本的に向上させる。

(労働市場の抜本的改革¹¹⁾)

複線型でフェアな働き方の実現により、働く人一人一人が「働くことへの誇り」や「働きがい」を感じられるようにするとともに、経済の活力を維持するため、以下の諸点から、労働市場の抜本的な制度改革や環境整備に取り組む。

- ①働き方へのニーズの多様化を踏まえた労働契約に関するルールの明確化、仕事と育児の両立、時間に縛られないホワイトカラーの働き方やテレワーク等の在宅勤務の普及など、関連制度の見直しや環境整備を進める。
- ②円滑な職探しや転職を容易にするための環境を整備する。官民連携の下、職業紹介や人材育成・職業訓練の機能を強化する。
- ③パート労働者への社会保険の適用拡大を進めるとともに、正規・非正規間の賃金などにおける処遇の均衡を目指し、性・年齢や雇用形態にかかわらず、労働者が納得して働くことができるフェアな労働市場の実現を図る。また、若者、女性、高齢者等に対し、それぞれのニーズに応じた就労支援を進める。

¹¹ 「労働市場の抜本的改革」は、適材適所の人材配置等により生産性の向上をもたらすものとして、「成長力の強化」の施策の中に位置付けているが、同時に、後述する再チャレンジ支援、「子育てフレンドリーな社会」の構築等にも資するものである。

- ④専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れや適正な雇用管理の在り方等について検討を進める。

（民間の活動領域の拡大、規制改革）

「新成長経済」の実現に向け、規制改革を推進する。

民間の創意工夫により、国民のニーズを的確に捉えた様々なサービスが提供されるよう、公的関与の強いいわゆる官製市場の分野を始めとする規制改革を進めるとともに、効率性の低い政府部門に市場化テストを導入することなどにより、これらの市場をできる限り競争的なものとしていく。

（iii）国際競争力の強化

（イノベーションの促進等）

2025年（平成37年）までを視野に入れた長期の戦略指針である「イノベーション25」を策定し、推進する。また、「第3期科学技術基本計画」、「イノベーション創出総合戦略」を踏まえ、イノベーション・スーパーハイウェイ構想等の施策の戦略的な推進、世界をリードする新産業群の創出や国家基幹技術の推進を図る。イノベーションの連続的な創出を促進するため、産学官協働による革新的研究開発の促進等を図るとともに、世界最高水準の特許審査の実現、戦略的な国際標準化活動の強化など、知的財産の創造・保護・活用の一層の推進を図る。さらに、国内産業の競争力強化、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図るとともに、アジア環境・エネルギー協力を進める。

（アジアと共に成長するメカニズムの強化）

WTOを基本として、EPA交渉を戦略的・効果的に展開するため、今春までに「EPA工程表」を改定する。また、引き続き、WTO体制の維持・強化に積極的に取り組む。さらに、東アジアにおける広域経済連携の研究の推進とOECDのような国際的体制の構築を図るとともに、APECへの積極的な取組を行う。アジア各国等の制度インフラ整備支援にも取り組む。

「日本文化産業戦略」を策定し、アニメや音楽等のコンテンツ、食文化や伝統文化等について、国際競争力と世界への情報発信力を強化する。

さらに、観光立国の実現に向けた諸施策を推進し、アジアとの交

流人口を拡大する。また、生活者としての外国人総合対策を推進するなど、多文化共生社会の構築を進める。

国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の実施、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能を、在外公館等を通じて充実させる。

（制度インフラの整備による投資等の促進）

国際的に見たイコール・フッティングの確保等の観点から、税制、企業法制などの制度インフラの整備を推進し、日本の投資環境を魅力あるものとする。これにより起業や設備投資を促すとともに、対日直接投資を促進する。

同時に、金融資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、貯蓄から投資への流れを確かなものとする。また、企業のガバナンスを強化する。

（iv）成長の鍵を握る人材

一人一人が能力を最大限発揮できる社会の構築、産学連携による人材育成の強化、人材の国際競争力の強化を図る。

具体的には、国語力の強化、理数教育の充実などにより、教育の質の向上を図り、2010年（平成22年）までに国際学力調査における世界トップレベルを目指す。産学双方向の人材流動化の促進、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実等を図るとともに、高等教育の教育研究資金の確保と第三者評価に基づく重点投資を図る。

また、産学連携による実践的教育・訓練、地元企業技術者等を活用した理科授業やキャリア教育を推進するとともに、ものづくりに対する若者等の関心を高める。世界トップレベルの研究拠点の整備に向けて取り組むとともに、大学院教育の抜本的強化を図る。

さらに、質の高い留学生の確保に留意しつつ外国人留学生制度の充実や就職の支援を図るとともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める。また、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材¹²の受入れ拡大、研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。

（v）地域・中小企業の活性化等

¹² 「専門的・技術的分野」のうち、特に優秀な外国人研究者・技術者等をいう。

（地域の活性化）

地域が独自の取組を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わることができるよう、地方分権を推進するとともに、都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生などの取組を更に発展・継続させる。また、①地域の知恵を引き出して活かす、②地域の担い手・人づくりを進める、③地域固有の有形無形の資源を活かす、④国際交流・地域間交流を促す、⑤地域の持続的・自立的発展のための条件を整える、という五つの視点を踏まえ、地域への情報提供の充実、地域の担い手の新たなネットワークの構築、「頑張る地方応援プログラム」など地域活性化に係る各般の施策の充実強化を図る。あわせて、地域にとって使いやすいメニューとなるよう政府の施策の体系化を進めつつ、地域の様々な担い手による活性化の取組を支援する。

さらに、自律した広域的な地域経済圏の形成を進め、「道州制ビジョン」を策定するなど道州制実現のための検討を加速する。

（中小企業の活性化）

中小企業は我が国経済の活力の源泉である。地域の中小企業の知恵とやる気を活かした事業展開を支援することにより、地域資源などを活用した新商品・新サービス開発や販売を促進するとともに、中小企業者への資金供給の円滑化、研究開発の支援、中小小売商業、小規模企業等の振興、商店街の活性化を推進し、中小企業の活性化を図る。

（農林水産業の強化）

「21世紀新農政2006」に基づき、担い手への施策の集中化・重点化等により経営構造改革を推進するとともに、消費者等のニーズに対応した食料供給・消費システムを確立し、農林水産物・食品の輸出や食品産業の東アジアへの投資を促進するなど、「攻め」の農政を推進することにより、国内農業の体質強化を図る。また、バイオマス利用を加速化するなど農林水産業の新領域を開拓する。

森林の整備・保全と林業・木材産業の再生、国際競争力のある水産業への構造改革を推進する。

（２）再チャレンジ可能な社会に向けて

「再チャレンジ支援総合プラン」に基づき、以下の取組を進める。

（長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ）

キャリアコンサルティング、能力開発などによる総合的な就職支援やキャリア教育の推進、新卒一括採用システムの見直し、雇用機会の確保を進めることにより、フリーターの常用雇用やニートの職業的自立を促進する。また、有期労働契約を含めた労働契約全般に係るルールを明確化することや、パート労働者への社会保険の適用拡大などを進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。

多重債務の防止や相談充実等による救済に取り組むとともに、再チャレンジする起業家及び事業再生に取り組む中小企業者の資金調達への支援や不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進する。

（機会の均等化）

子育て、長期の離職、心身の障害、保護者の経済環境、配偶者からの暴力、犯罪被害、犯罪歴等、様々な事情・困難を抱える人が、就労や学習に積極的にチャレンジできるよう、相談、助言、訓練、指導、情報や学習機会の提供、テレワークの促進等の取組や関係諸機関の連携を強化する。

（複線型社会の実現）

人生の各段階における働き方、学び方、暮らし方について選択肢を多様化するため、高齢者・団塊世代の活躍の場や大学・専修学校等と地域の産業界等との連携による社会人の学び直しの機会の拡大、農林漁業への就業支援（「人生二毛作」）を始めとするＵＪ１ターンへの支援や二地域居住への支援等を推進する。

（３）健全で安心できる社会に向けて

（ⅰ）持続可能で信頼できる社会保障制度の構築

（社会保障の一体的改革）

少子高齢化が進むことにより、社会保障費は今後とも増加していくことが予想される。社会保障制度を持続可能なものとするため、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、

改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう制度全般にわたり不断の見直しを行う。また、雇用就業機会の確保や再チャレンジ支援策等により高齢者などの就業率の向上に努め、社会保障の支え手が増加する総合的な取組を強化する。

さらに、社会保障のための安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りをやめる。

また、国民の利便の向上等の観点から、社会保障番号の導入などについても検討を行う。

（年金）

年金については、保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」などにより給付と負担に関する情報提供を充実させ、親切で国民に分かりやすい制度を確立する。また、被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険の適用拡大を早期に実現する。基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度（平成21年度）までに、2分の1に引き上げる。なお、新人口推計等の人口動向や将来的な経済動向等を踏まえ、年金財政の検証¹³に早急に着手する。

また、年金制度の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止・解体し、その機能を6分割¹⁴する。年金の財政責任・管理責任は国が担う一方、その運営業務は新たな非公務員型の公的新法人を設けて担わせるとともに、第三者機関により業務を振り分けし、民間へのアウトソーシングを積極的に進めるほか、特に悪質な滞納者については、国税庁に委託して強制徴収を行うこととする。国や公的新法人の組織人員は必要最小限とし、一層の合理化・効率化を図る。

（医療・介護）

政策の重点を予防へと移し、生活習慣病対策や介護予防を進める。また、健康寿命の延伸を図るとともに、イノベーションを通じて病気や障害のある人も能力をフルに活用できるように支援を行うための「新健康フロンティア戦略」を推進する。

医療・介護サービスについては、地域の提供体制を整備するとと

¹³ 厚生年金保険法等に基づく財政の現況及び見通しの作成。

¹⁴ 厚生労働省、公的新法人、民間委託、地方厚生局、全国健康保険協会及び国税庁に6分割。

もに、レセプトオンライン化など、サービスの質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストを低減させていくための総合的な取組を計画的に推進する。

医療保険については、制度の持続可能性を確保し、現役世代の負担が過度なものとならないようにするためには、更なる改革が不可避であり、今後5年間の幅の中で、公的給付の内容・範囲及び負担と給付の在り方、診療報酬や薬剤費の在り方について見直しを行う。介護保険についても、保険料負担が過度なものとならないよう、次期事業計画の開始が2009年度（平成21年度）であることを念頭に置きつつ、公的給付の内容・範囲及び介護報酬の在り方についての見直しなど必要な改革に取り組む。

（生活保護・障害者施策）

生活保護については、自立支援を強化するとともに、低所得世帯の消費実態等を踏まえた生活扶助基準等の見直しを行う。

障害者については、その自立に向けた生活支援や職業的自立も視野に入れた就労支援を推進する。

（ii）少子化対策の推進による「子育てフレンドリーな社会」の構築

出産前後や乳幼児期における経済的負担の軽減を含めた総合的な対策、産科医療・小児医療システムの充実等安心して出産・子育てができる環境の整備、放課後子どもプランや保育サービス等の地域の子育て支援の充実など、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援を行う。また、企業の子育て支援の促進、長時間労働の是正等従来の働き方を改革する。さらに、子どもの生命や家族・地域の絆の大切さが共有されるよう、社会の意識改革に取り組む。税制面でも子育てを支援するための取組を進める。

（iii）次代を担う子どもの育成

公教育の再生により、すべての子どもに質の高い教育を提供し、学力の向上を図るとともに、規範意識や情操を身につける方策を講ずる。また、家庭や地域の教育力を高め、社会全体として、地域ぐるみの教育の再生に取り組む。

いじめ問題への対応等に取り組むとともに、登下校時の安全対策や児童虐待の防止など、子どもの安全を確保する。また、幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を

総合的に検討しつつ、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る。

(iv) 安全・安心な社会に向けた環境整備

(「世界一安全な国、日本」の復活等)

地域社会と連携しつつ、子どもが犠牲となっている凶悪事件や飲酒運転による悲惨な事故への対策、組織犯罪や国際的な犯罪への対策、テロ対策等を進め、「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を推進する。

防衛については、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するため、引き続き弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応等を図りつつ、効率的な防衛力の整備を推進する。

(災害対策、消費者の安全確保等)

世界の模範となる安全・安心な社会を実現するため、災害対策について戦略的・重点的に取り組むとともに、公共交通・道路交通の安全対策、住まいや身近な施設・製品等の安全性の確保、バリアフリー環境の整備、食料の安定供給と安全の確保等に取り組む。また、裁判員制度の導入など司法制度改革を推進する。

さらに、適切な情報開示や市場監視機能の強化等により、透明で規律の高い公正な市場を確立し、経済活動における安心感を高める。

(v) 環境問題への積極的な取組による持続可能な社会の実現

脱温暖化社会づくり、循環型社会の構築、自然との共生等を進めるとともに、環境技術の開発等を通じた新規需要の創出等を目指すことにより、環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現を図る。京都議定書目標達成計画の実現を図るため、国民各層一体となって地球温暖化対策を加速する。地球温暖化に係る将来枠組み構築や生物多様性の保全、水・大気環境の改善、3R¹⁵や省エネ・新エネに係る制度・技術面での支援等の国際的な取組にリーダーシップを発揮する。

(vi) 文化芸術やスポーツの振興

世界に開かれ、文化、伝統や歴史を大切にする国を目指し、文化

¹⁵ 3R：廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle

芸術の振興を図る。また、生涯スポーツ社会の実現、国際競技力の向上等、スポーツの振興を図る。

(4) 21世紀にふさわしい行財政システムの構築に向けて

(i) 歳出・歳入一体改革の推進

(2011年度(平成23年度)に向けて)

「成長なくして財政再建なし」の理念の下、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、今後5年間で「基本方針2006」で示された歳出改革の内容を計画的に実施する。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。こうした取組を進め、まずは2011年度(平成23年度)には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる。

財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。

地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

(2010年代半ばに向けて)

国・地方の基礎的財政収支が黒字化する場合においても、利払いを含む財政収支は依然として大幅な赤字と見込まれるなど、財政健全化はまだ道半ばであり、世代間の公平の観点等にも留意しつつ、確実に財政健全化を進めていく必要がある。

2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

(ii) 「進路と戦略」による中期的目標の達成

「進路と戦略」に盛り込まれた財政健全化に向けた中期目標を確実に実現するためには、歳出・歳入一体改革が実効性を持つよう、各年度の

予算が目標の確実な達成と整合的であるかどうかを確認しながら、予算を編成する仕組みが必要である。具体的には、経済財政諮問会議において次のような取組を行う。

- ①各年度の予算（補正予算を含む。）が中期目標の実現に向けた歳出改革の計画的な実施と整合的であるか否かを、予算編成の要所（例えば、「予算の全体像」策定時、予算編成時等）において点検する。
- ②2011年度（平成23年度）に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要な「要対応額」¹⁶、歳出削減の内容の実行状況、国と地方の基礎的財政収支の推移等について分析を示す。
- ③また、「進路と戦略」の改定に合わせて、中期目標の達成を念頭に置きつつ、将来に向けた財政の姿を試算し、これを必要に応じて「予算の全体像」の際にも改定する。また毎年「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」において、それまでの実績等を踏まえたその後の歳出改革の内容について、必要な検証・見直しを行う。

こうした定期的な点検を通じて、安易な歳出増を避け、財政規律を維持することにより中期目標を確実に達成する。

（iii）予算編成の原則

国の予算編成は以下の原則に基づいて行う。

- 原則1：民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が需要を積み増す政策はとらない。
- 原則2：税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける。
- 原則3：経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な視点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に健全化のペースを速める一方、税収の落ち込む不況期にはペースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。
- 原則4：新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。
- 原則5：国民への説明責任を徹底する。

（iv）税制改革

2007年（平成19年）秋以降に本格的・具体的な議論を行い、2007年度（平成19年度）を目途に税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与

¹⁶ 「基本方針2006」では16.5兆円程度。

党税制改正大綱を踏まえるとともに、歳出削減を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。

上記取組を円滑に進めるため、税制改革の基本的考え方について着実に検討を進める。

また、円滑、適正な納税のための環境整備が重要であり、納税者番号制度を含め、各般にわたる検討を行う。

（Ⅴ）効率的な行政の推進

「行政改革推進法」等に基づき、以下の取組を行い、簡素で効率的な政府を実現する。

- ①公務員人件費に関しては、国家公務員の総人件費について10年間で対GDP比半減といった長期的な目安も念頭に置いて、国の行政機関の定員について5年で約1万9,000人以上の純減を行うなど、徹底して削減する。また、公務員の人事管理、再就職管理など公務員制度全般についての見直しを行う。
- ②2008年度（平成20年度）から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、2008年度（平成20年度）末における政策金融の貸付残高の対GDP比を2004年度（平成16年度）末に比べて半減させる。
- ③郵政民営化法の基本理念に沿って、2007年（平成19年）10月からの郵政民営化を円滑かつ確実に実施する。また、公共サービス改革法に基づく市場化テストの積極的な実施により、官業を広く民間に開放し、民間活力を最大限活用する。独立行政法人については、「当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」¹⁷を踏まえつつ、市場化テストの積極的な活用などを通じ、業務・組織全般の見直しに取り組む。
- ④特別会計の統廃合、剰余金の繰越しなど一般会計と異なる取扱いの整理等、特別会計の大幅な見直しを実行に移す。政府資産・債務改革については、「行政改革推進法」に基づき、2015年度（平成27年度）末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮する。道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成18年12月8日閣議決定）に基づく見直しを行う。
- ⑤PDCAをより強化した予算編成プロセス、公会計制度、予算書・

¹⁷ 「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成18年5月23日）

決算書の改革等を進める。

- ⑥21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革、再編や、道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」の策定など、行政全体の新たなグランドデザインを描く。

こうした改革とあわせ、公共事業については、これまでの改革努力を継続する中で、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等、真に必要な社会資本の整備を、重点化・効率化を徹底しながら実施する。その際、明確なPDCAに基づき、個別事業の評価を厳格化するとともに、その予算への反映を強化する。また、入札談合の廃絶に向けた取組を行う。

(vi) 地方分権と地方行財政改革

国の取組と歩調を合わせて、引き続き地方歳出の改革に取り組むとともに、以下の方針の下、地方分権改革等を進める。

- ①「地方分権改革推進法」（平成18年法律第111号）に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案（仮称）」を3年以内に国会に提出する。これによって、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地域の住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる。
- ②国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的に検討する。
- ③地方公共団体間で財政力に隔たりがある現状を踏まえ、その格差の縮小を目指す。
- ④簡素な新しい基準による地方交付税の算定方式を2007年度（平成19年度）から導入し、国の関与の縮小に応じ、順次拡大を図る。
- ⑤地方公共団体の財政運営に規律を与え、財政健全化を促すため、新たな再生制度を2年以内に整備する。
- ⑥地方公共団体に対して「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日）等を踏まえ、より一層行財政改革に取り組むよう促す。

第4章 経済の将来展望

「進路と戦略」の対象期間中の経済の姿については、以下のように展望される。なお、現時点においても様々なリスクが存在し、デフレに後戻りする可能性も否定できない。こうしたことを含め、ここで述べる経済の展望には種々の不確実性を伴うため、相当な幅を持って理解される必要がある。

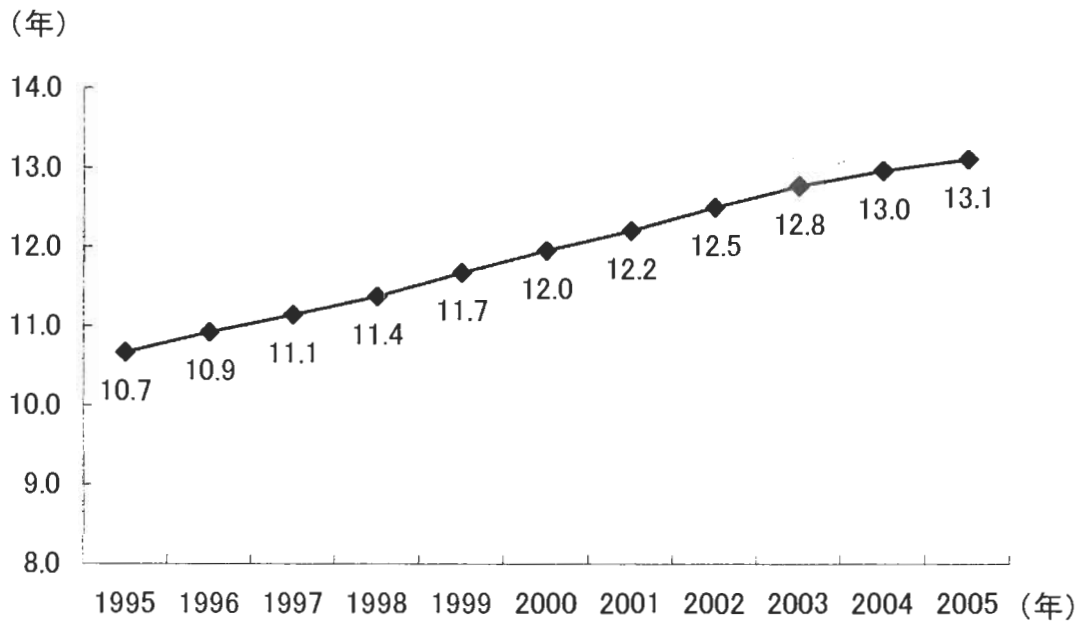
「進路と戦略」に盛り込まれた政策が実行される場合には、潜在成長率が徐々に高まることなどから、今後5年間のうちに2%程度あるいはそれをかなり上回る実質成長率が視野に入ることが期待される。また、名目成長率については、5年間のうちに3%台半ば程度あるいはそれ以上も視野に入ることが期待される。

他方、リスクが顕在化するケース、すなわち、労働力人口の減少が年0.2～0.3%程度の成長率押し下げ要因となる中、政策の効果が十分に発現されず、かつ世界経済の減速など外的な経済環境も厳しいものとなる場合、実質成長率は中期的に1%台前半あるいはそれ以下にとどまると見込まれる。また、名目成長率については、中期的に2%台前半あるいはそれ以下にとどまると見込まれる。

物価については、「進路と戦略」で示された適切なマクロ経済運営の下で、デフレ脱却後、安定的なプラスの物価上昇率が徐々に実現していくと見込まれ、消費者物価指数の上昇率は5年間のうちに2%程度に近づいていくものと見込まれる。また、GDPデフレーター上昇率は、消費者物価指数の上昇率をやや下回る程度で推移すると見込まれる。他方、リスクが顕在化するケースでは、物価上昇率はこれらを若干下回ると見られる。

〔 参 考 図 表 〕

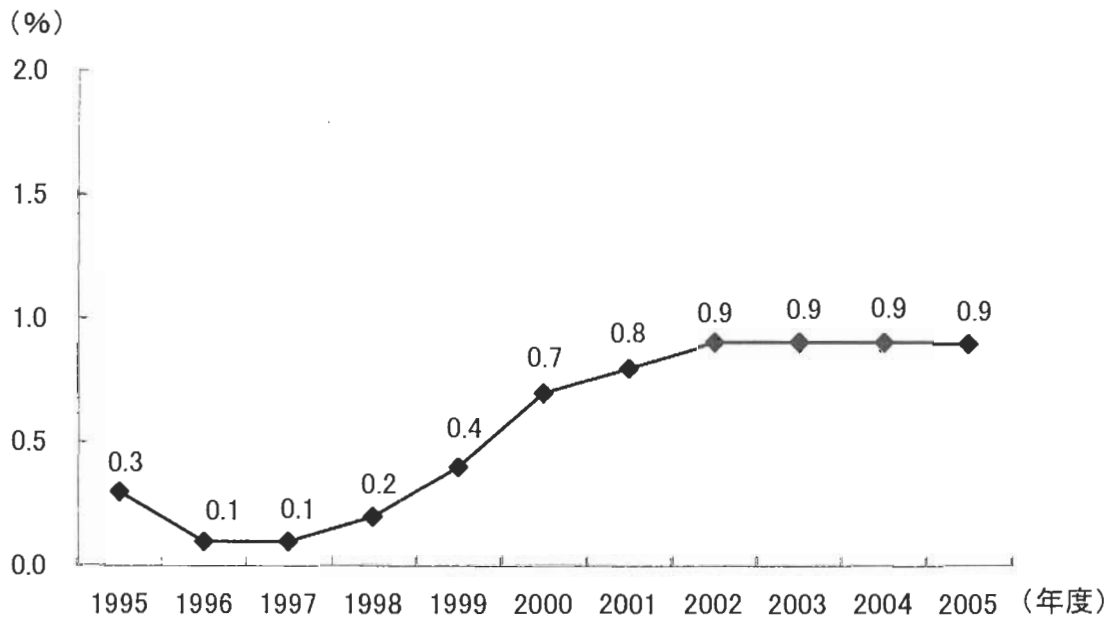
参考図表1 設備年齢の推移



注1) 内閣府『民間企業資本ストック』、『国富調査』により作成。

2) 設備の平均的な経過年数の上昇は、設備の老朽化を意味する。

参考図表2 生産性(TFP)上昇率の推移



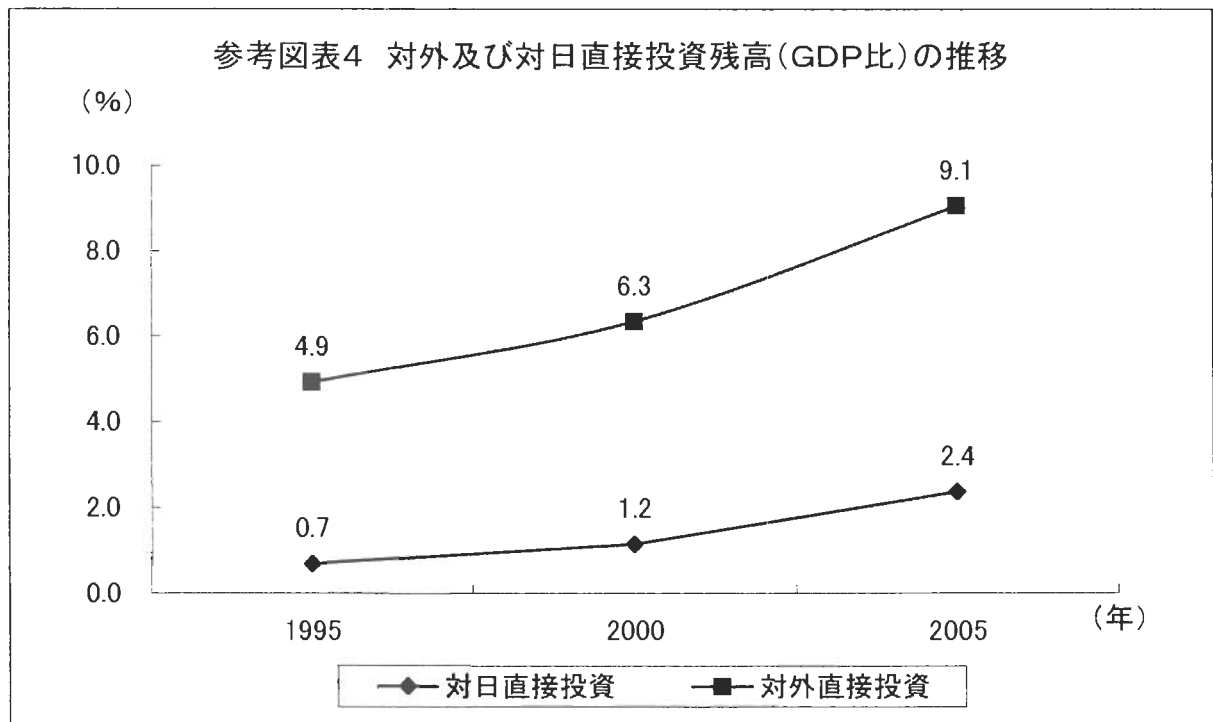
注1) 推計方法は内閣府『平成18年度年次経済財政報告』付注1-3による。

2) データはHPフィルタにより平滑化した値。

参考図表3 EPA(経済連携協定)の交渉等の状況

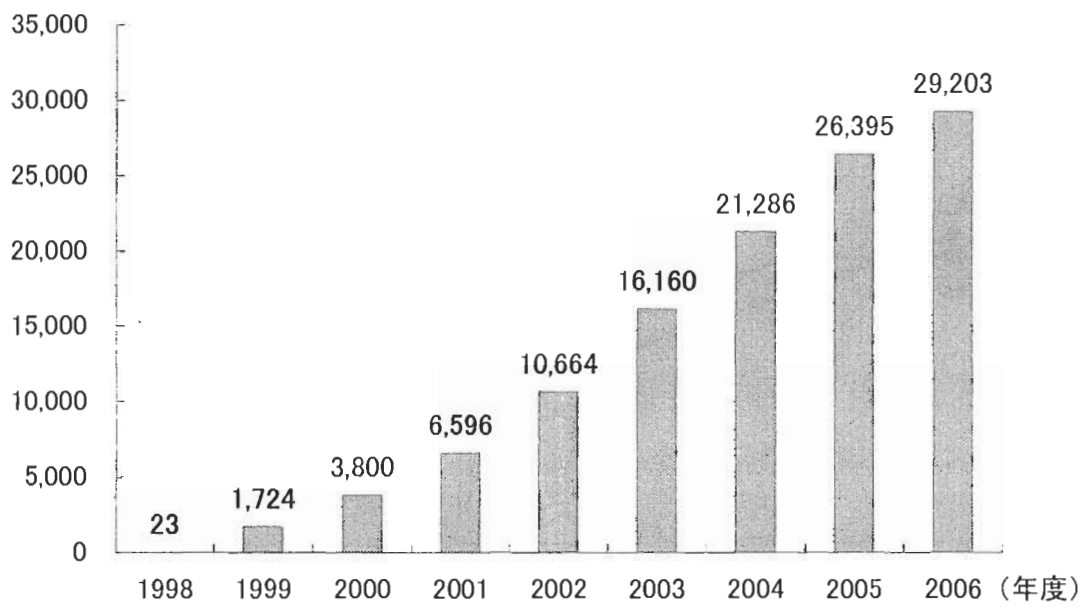
国・地域	現 状
シンガポール	発効済み。2006年4月より見直し交渉開始、2007年1月大筋合意。
メキシコ	発効済み。
マレーシア	発効済み。
フィリピン	2006年9月協定に署名。
タイ	2006年2月の交渉会合等を経て、協定条文が確定。
チリ	2006年9月大筋合意。
インドネシア	2006年11月大筋合意。
ブルネイ	2006年12月大筋合意。
ASEAN	2005年より交渉開始、継続中。
韓国	2004年11月以来交渉中断。
湾岸諸国(GCC)	2006年9月より交渉開始、継続中。
ベトナム	2007年1月より交渉開始。
インド	2007年1月より交渉開始。
オーストラリア	2006年12月両首脳間で交渉開始を決定。
スイス	2005年10月末より政府間共同研究を実施中。

注) 2007年1月18日現在



注) 内閣府『国民経済計算』及び財務省『本邦対外資産負債残高』より作成。

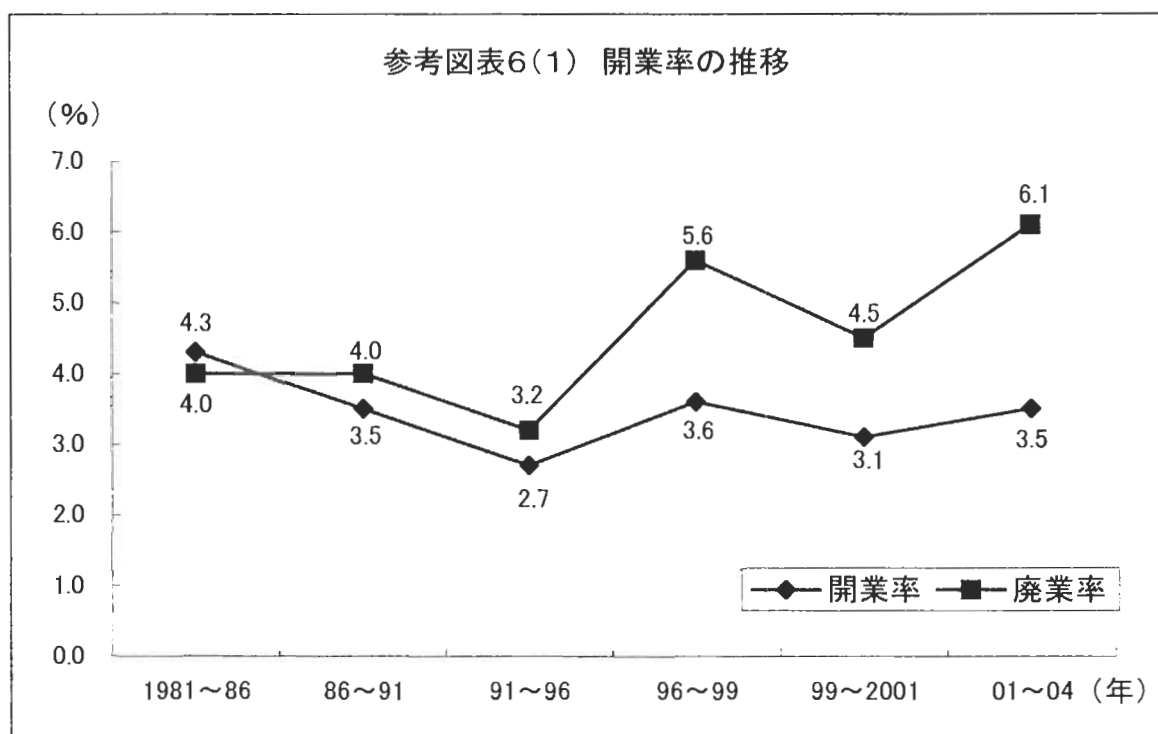
参考図表5 特定非営利活動法人認証数(累計)の推移



注1) 内閣府『国民生活白書』及び内閣府調査により作成。

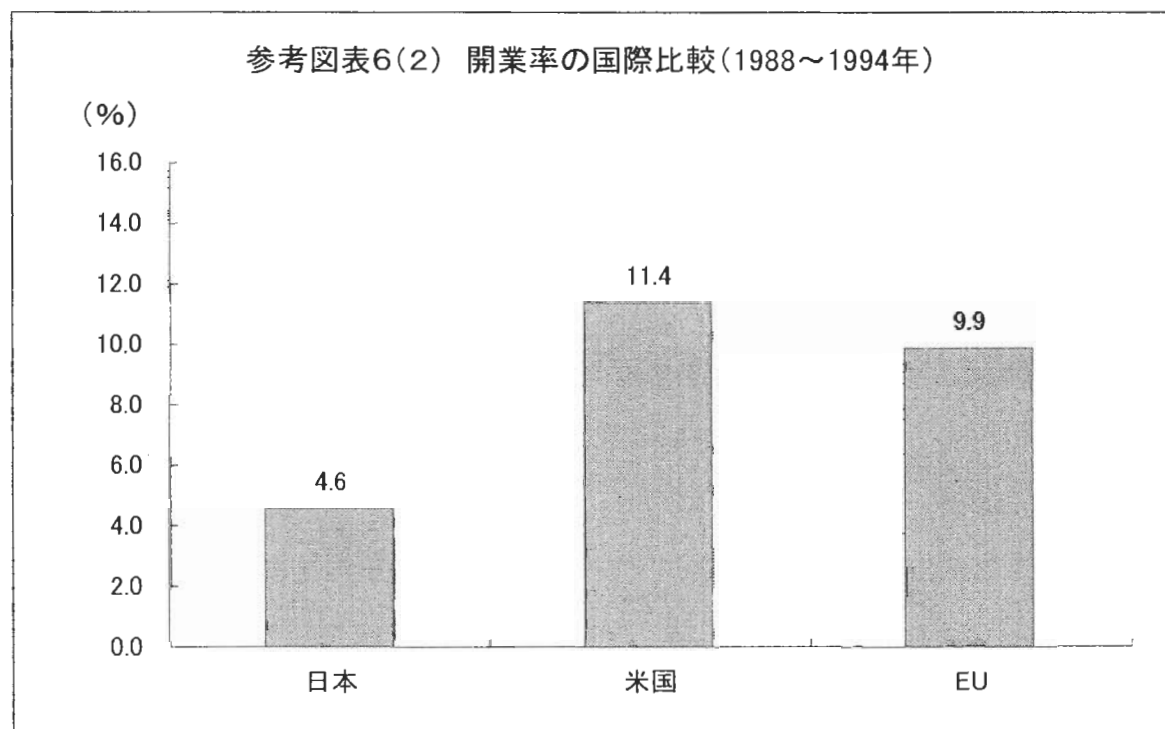
2) 2005年度までは、3月末日時点の認証数。2006年は10月31日現在の認証数。

3) 認証数は、各年度における累計値。



注 1) 中小企業庁『2006年版中小企業白書』より作成。

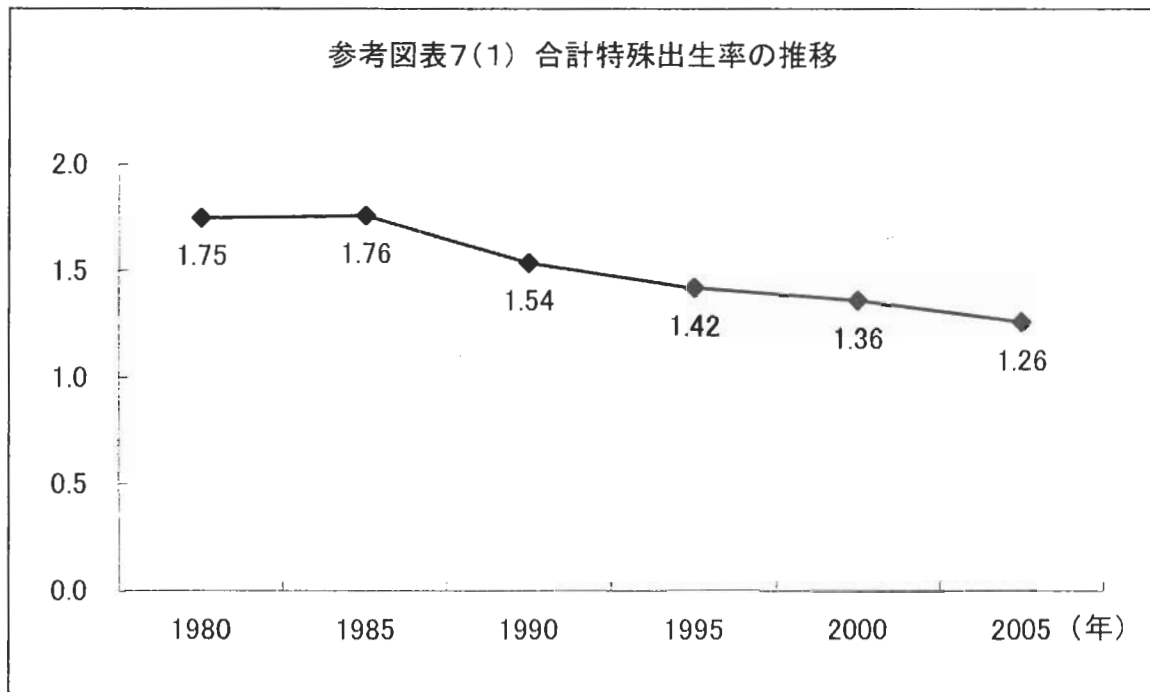
2) 開業率〔廃業率〕は、各年間の期首における企業数（個人企業＋会社企業）を基準に、開業企業数〔廃業企業数〕を除した値。



注 1) 欧州委員会企業総局『ヨーロッパ中小企業白書（第5次年次報告・1997年版）』（(財)中小企業総合研究機構訳編）より作成。

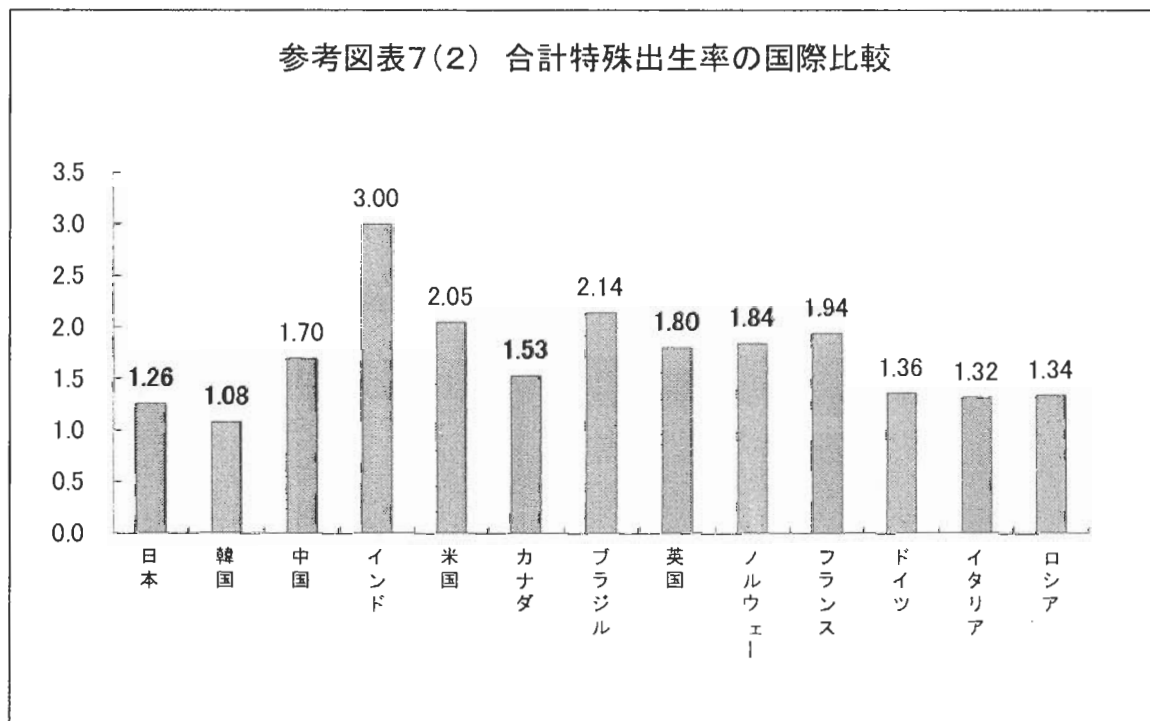
2) 参考図表6(1)「開業率の推移」とは計算方法が異なるため、必ずしも値は一致しない。

参考図表7(1) 合計特殊出生率の推移



注) 厚生労働省『平成17年人口動態統計』より作成。

参考図表7(2) 合計特殊出生率の国際比較

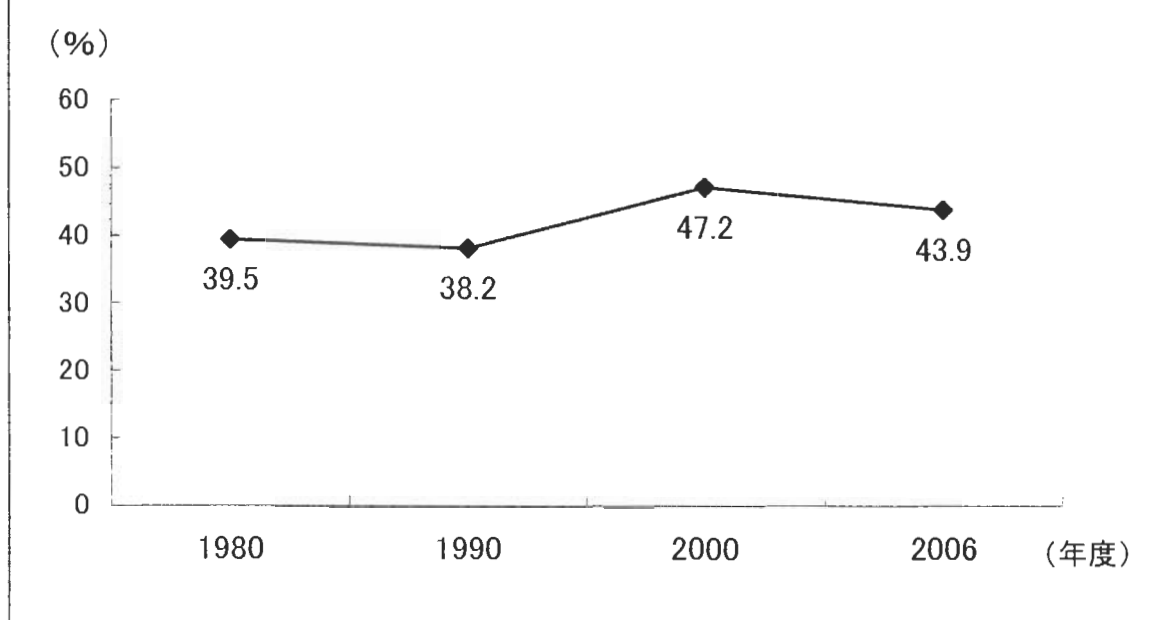


注 1) 厚生労働省『平成17年人口動態統計』、Eurostat『Eurostat Statistics in Focus: Population and Social Conditions』、United Nations『Demographic Yearbook』、WHO『The World Health Report』、その他各国資料より作成。

2) カナダ及びブラジルは2003年、中国、インド、米国及びロシアは2004年、その他の国は2005年の値。

3) 米国は速報値。

参考図表8(1) 潜在的国民負担率(国民所得比)の推移

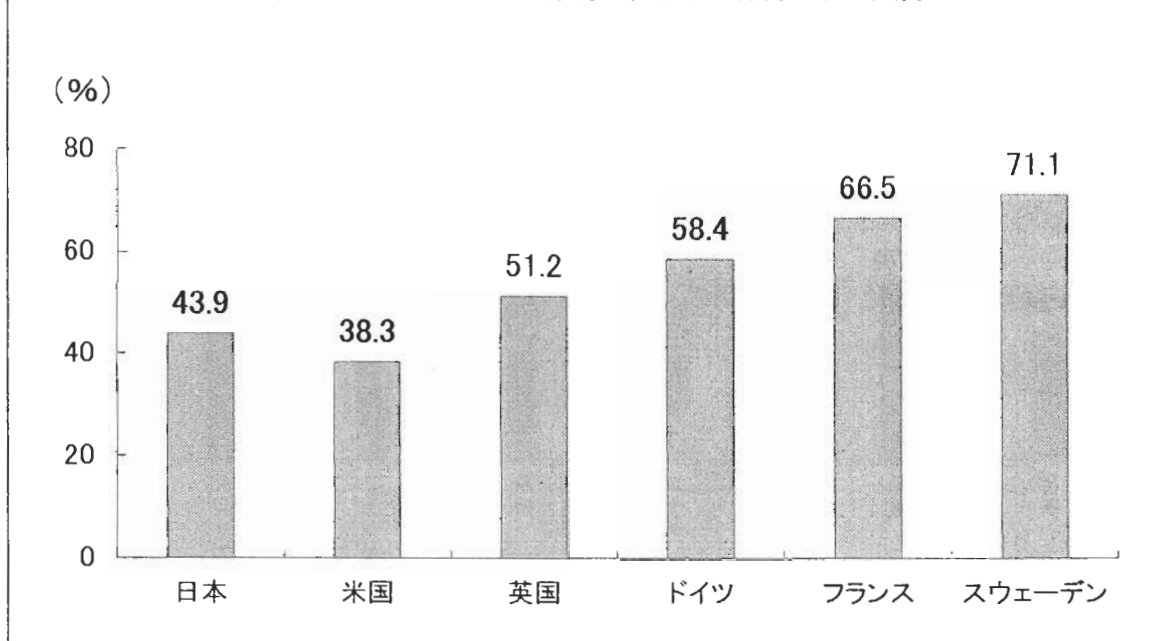


注1) 財務省『国民負担率の推移(対国民所得比)』より作成。

2) 1990年度以降は93SNAに基づく計数であり、1980年度は68SNAに基づく計数である。

3) 2006年度は当初予算ベース。

参考図表8(2) 潜在的国民負担率(国民所得比)の国際比較

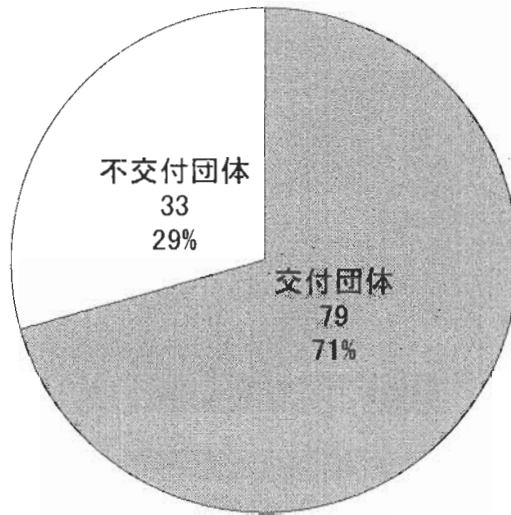


注1) 財務省『国民負担率の推移(対国民所得比)』より作成。

2) 日本は2006年度(当初予算ベース)。諸外国は2003年(実績)。

3) 財政赤字の国民所得比は、日本及び米国については一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

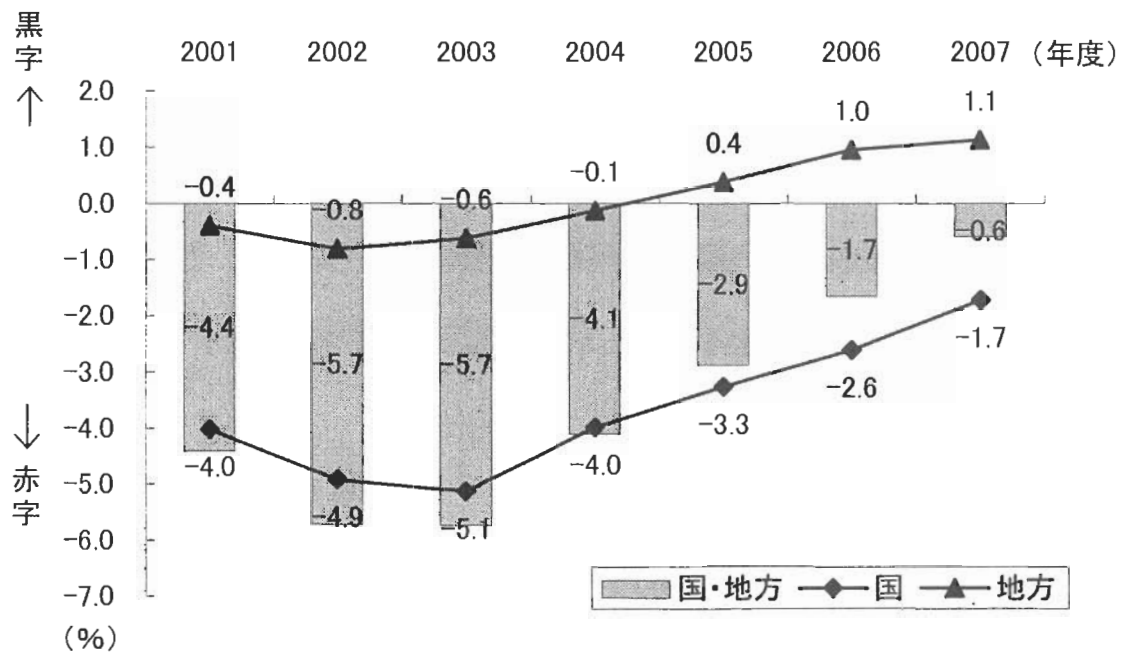
参考図表9 人口20万人以上不交付団体数の現状



(2006年 人口20万以上の市 112市)

注) 経済財政諮問会議(平成18年10月24日)菅議員提出資料より作成。

参考図表10 基礎的財政収支(GDP比)の推移



注1) 内閣府『国民経済計算』に基づき推計。

2) 交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税特会)については、その借入金の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、国民経済計算においては交付税特会の借入・返済は、すべて国に計上する扱いとなっている。